

社債償還の会計処理に関する若干の考察

—社債会計研究の一駒(Ⅱ)—

遠 藤 孝

一 まえがき

周知のように簿記および会計上、社債の発行は社債券といふ有価証券の発行を通じて発生したる債務発生の取引であり、社債勘定に貸方記入される。この社債による債務は社債権者に対する現金またはその等価物の支払いをもつて消滅するが、この債務弁済を称して社債の償還(redemption)といい、社債の償還は債務消滅の取引であつて社債勘定に借方記入される。

社債は発行のときすでに償還が確定しており償還の期限、方法および金額などは発行のときにしてはそれにしたがつて償還を実行しなければならない。しかし償還の諸条件は当事者間の契約によつて異なり、償還の期限、方法については満期日を定め一時に全額を償還をすることもあれば期限前に分割償還することもある。

る。また償還金額についても券面額で償還するのが通例であるが、ときとしては額面以下で償還することもあるし、額面以上で償還することもある。これらの償還諸条件の相違は償還の会計処理においても当然異なつて来る。また実際の償還ではないが償還と同一の効果をあげるものに転換社債を発行している場合の転換社債の株式への転換がある。転換社債が株式に転換されれば一方で相当額の債務が消滅し、他方それだけ自己資本が増加することになるからである。さらに社債による債務は巨額であるのが普通であるから、償還にあたつては適当に健全な会計処理を行なわなければならない。そのため一般に減債基金制度が採用される。

本稿は、これらの償還諸条件の相違による会計処理、転換社債の転換、ならびに減債基金の会計処理について少しく考察を試みたものである。

二 社債の償還金額と償還方法

社債の償還期限（満期日）は予め決められているが、実際には満期日に一時に全額を償還することは稀で、多くは期限内に隨時償還する方法をとるか、定期に分割償還する方法をとる。このことは社債のような巨額の債務を一時に全額償還すれば企業の営業資金に欠乏を来たし、財務活動に不利な結果をもたらすから、資金に余裕の生じたときに適宜に償還出来るようにしておくためである。

（一）随时償還 随時償還は契約期限前いつでも償還できる方法で、据置期間を定める場合と定めない場合がある。

据置期間を定めればその間は社債権者の意思に反して償還を行なうことはできないが、期限経過後隨時に任意な金額を償還することができる。この償還方法は発行会社にとってすぐる有利であるが、社債権者の不利を伴なうことがある。特に据置期間を定めない場合においてそうである。会社は資金に余裕ができれば社債の一部なり全額を期限前に自由に償還し、金利が低下したとみるや低金利社債に借換えることもできる。いはばこの方法は企業の自由に、最も有利な時機と金額とをもって償還できることになる。このことは反面において社債権者の不利を伴なうことになるから、据置期間を定めることによつて、その保護をはかるのである。据置期間は通

例一年から三年であるが、その期限の長短は大体において社債期限に正比例している。⁽¹⁾ ちなみに、わが国の社債では隨時償還の方法をとるときは据置期間の定めのある場合が多い。

（二）定期償還 満期日に一時に全額を償還する場合も定期償還であるが、通例定期償還というときは、一定の据置期間を定め、その期限経過後、一定期日までに毎年一回あるいは半年に一回づつ定期に分割償還（Amortisation）する場合である。この方法によるときは、会社は据置期間経過後、毎年一回あるいは半年に一回は必ず償還の手続をとらねばならず、もしそれを怠るときは社債契約を解除されることがある。

分割償還の場合の金額は一定されているのが普通であり、それは業種によつて異なるが、当初の発行価格の一%ないし四%とする場合が多い。この場合には社債の期限によつては最終期間に相当な部分が未償却となつて残るため、その償還には新たな社債を発行して（いわゆる社債の借換）その手取金をもつて行なうのが普通である。⁽²⁾

分割償還の場合、そのいすれの部分を償還するかについて、一般に抽籤償還によるのが通例であるが、ときとしては社債の番号順による買入償還を約することもある。抽籤償還によるとときは会社は償還すべき社債の種類、金額、償還期日、抽籤執行日などを予告し（通例一ヵ月から三ヵ月前に予告され

る）、予告期日に受託者立会か、あるいは公開で抽籤が行なわれ、抽籤の結果は日刊新聞紙上に公告される。抽籤によるとときは公平が期せられるためこの方法が最も一般的に行なわれてているのである。番号順償還は社債の番号順に償還を決定するため抽籤のように公平にはいかず一般にあまり用いられていない。

(三) 買入償還　買入償還は起債会社が自己発行の社債を買入れる場合で、社債の市価が下落したような時に利用される償還方法である。買入れた社債は他の債権とは異なり、有価証券としての性質をもち混同（民法五二〇条）によっては消滅しないで、第三者に譲渡することが出来る。この点通常の社債償還とは法律上の性質を異にするが、買入社債を破棄することによって償還と同一の効果を生じ、結果において償還と同じである。

買入償還は社債権者との合意の上の償還であり、それは据置期間中でも差支えなく、買入価格も自由である。ただ実際問題として額面以上の償還ということは考えられず、平価償還も少なく、多くは額面以下の償還である。なぜなら、社債の市価が下落し、社債権者がそれを手放した方が有利と感じ、発行会社の指定する価格（会社としては最も有利なように価格を決めるのが普通である。）と合致した時においてのみ買入償還が行なわれるからである。買入償還の場合の価格は予

め決定しておいて、それを公表して申込ませることもあれば、入札の形式によって最低値段から買入れることもあり、また最高価格を決めておいて、それ以下のものを買入れることもある。いずれにしても、会社としては最も有利な価格で償還しうるわけである。

1 長谷川安兵衛博士著「株式会社会計」三三九頁。

2 岩田巖、片野一郎、松本雅男、番場嘉一郎編集「簿記会計ハンドブック」

三 社債償還の会計処理

社債の償還は券面額をもって行なうのが原則であるが、ときとしては券面額以下で償還することもあるし、券面額以上で償還することもある。券面額以上の償還、すなわち割増償還の場合にはその割増金は各社債について同率なることを要し（商法三〇〇条）、特定の社債について特に有利な割増金を付することはできない。なおアメリカなどではこのような規定はなく、各社債について均等なこともあれば、満期日が近づくにしたがつて割増金の率が遞減していくものもあるといふ。

額面以下の償還は買入償還の場合にしばしばみられる。すなわち、社債の市価が下落したりして期限前の償還を欲する社債権者が券面額を割る償還に応ずる場合である。この場合

には償還金額はどのように定めるも差支えない。

（一）額面償還

社債は特別の規定のない限り額面償還であるが、これには期限に全額償還する場合と、期限前に全額償還ならびに分割償還する場合がある。期限に全額償還する場合には問題はないが、分割償還の場合には割引発行、打歩発行の際の社債発行差金の処理が問題となる。

(イ) 期限全額償還　社債の期限が到来し、その全額の償還が確定したとき次のように処理される。

(借) 社債 10,000,000

(貸) 未払社債 10,000,000

未払社債勘定は期限の到来した社債の支払義務を示す勘定であって、現実の支払いがなされたときに消滅する。すなわち仮に当座預金より ¥100,000 支払うときは次の記入となる。

(借) 未払社債 100,000

(貸) 当座預金 10,000,000

このようにして、期限が到来しても未だ支払われない社債は未払社債勘定に貸方残となって表われる。

(ロ) 期限前償還

割引かまたは打歩で発行したる社債を、

期限前に償還するときは償還期において未償却となつている

社債発行差金の処理が問題となる。この期限前償還は主とし

て新らたに別の条件の社債を発行し、その手取金で旧社債を償還するいわゆる借換え(refunding)の場合であつて、未償却の発行差金の処理に関して次の三つの方法が考えられている。⁽³⁾

(a)

収益または利益剰余金に課して即時に償却する場合

(b)

新社債の存続期間にわたつて済崩しに償却する場合

(c)

償還された旧社債の満期日までの残存期間に済崩しに償却していく場合

(a) の即時償却の方法は旧社債の償還によって、旧社債権者との取引は終り、その社債取引は消滅したとみなすとの考え方からアメリカ会計学会(American Accounting Association A. A. A.)を始め一般に支持されてゐる。またこの方法は次のような根拠からも主張されてゐる。「未償却の割引発行差金は、事実上、不利となつた借入契約を終結させる権利のための費用を意味するものであつて、損失または費用は少なくともこれを惹起した一連の取引が終了する年度以内にかかるものとして認めなければならない」⁽⁴⁾

この(a)の処理方法によつて社債発行差金勘定残高を社債償還損益(profit and loss on redemption of bonds)勘定で処理すれば次のようになる。

[例] 社債総額 ¥100,000,000 期間六年、利率年六分 発行価格 ¥94,000,000 右社債を五年経過後全額を額面で

現金をもって償還する（ただし発行差金償却は定額法により、途中分割償還はないものとする）。

(借) 社債 100,000,000

社債償還損 1,000,000

(貸) 現金 100,000,000

社債発行差金 1,000,000

右の処理で償還のための費用を要する場合には、その費用も償還損に加えられる。

(b) の新社債の存続期間に済崩し償却する方法は、新社債の発行は旧社債の取引の修正に過ぎないと考え方によるものや、S. H. M 原則 (Sanders, Hatfield, Moore, Statement of Accounting Principle) なども支持する。しかし、この方法については次のような理由から一般の会計原則に反するところがある。すなわち、この方法では費用はそれによって効果が得られる期間に配分されるべきものであるといふことを根拠にしているが、借換えによって明瞭に効果が生じたかどうかが判明するのは新社債が旧社債と置換えられる期間だけであって、以後の期間の効益は予測出来ない。その予測できない期間にまで旧社債の費用を配分することは不合理である。さらに未償却割引発行差金の一部だけをより長い期間にわたって繰越すことは貸借対照表および損益計算書の観点からみて不健全であり、旧社債の未償却割引発行差金

と新社債の存続期間との間には論理的関連がないと反対している。

(c) の旧社債の満期日までの残存期間に済崩しに償却していふ方法は主としてアメリカ会計士協会 (American Institute of Accountants A. I. A.) の会計手続委員会 (Committee on Accounting Procedure) なども主張されている。この方法は「その効益が将来にわたって実現されるものと合理的に期待されるような費用が発生した場合、その費用は当該期間の収益に賦課されなければならない」ということに主張の基礎をおいている。すなわち、借換時の未償却割引発行差金は借換えによって旧社債の残余の期間よりも有利な契約を行なうための費用と考えるべきものである。旧社債を期限に償還するよりも、期限前に借換償還した方が、その負担する費用が少なく有利だと思われる場合に期限前償還は行なわれるのであって、旧社債の残余の期間について、有利な条件をもつて借換えを行なえば、それだけ費用の節約が生ずる。この節約額が処理されるべき未償却割引額を超えるならば、かかる割引金は借入金に対する当然の費用として残余の期に配分すべきであるとしている。この(c)の方法は(a)と(b)を折衷したものであるが、さらに(a)の方法に近付けるものとして償還後に繰越された発行差金は、旧社債の残存期間一杯でなく、それより早い期間に償却する方法もある。しかし

この場合にも未償却発行差金は収益に賦課すべきであり、当期の収益を歪曲するほど過大なものであってはならない。この過大償却によって当期収益を歪曲したといふ論は（a）の即時償却の反対論の一つの根拠ともなつてゐるのである。

〔1〕 買入償還

買入償還は社債権者との合意によつて行なわれるが、ほとんどの場合額面以下の償還である。額面以下の買入償還の場合、額面と償還額との差は償還益であるが、割引で発行したる社債を額面以下で買入れるときは社債発行差金の相当額が償却されなければならない。

〔例1〕 総額 ¥100,000,000 期間五年、利率年六分、発行価格 ¥10,000 にて ¥9,400 右社債のうち ¥20,000,000 を ¥9,500 にて現金で買入れる。

(借) 買入自社社債 19,000,000

(貸) 現金 19,000,000

買入償還の場合は買入れ即社債の消滅とはならぬが、それを他に譲渡することが可能であるため、右のように買入れた時に買入価格をもつて買入自社社債勘定に借方記入するのである。

〔例2〕 決算において先の買入社債を発行後一年にて消却手続をとる。

(借) 社債 20,000,000

(貸) 買入自社社債 19,000,000

社債発行差金 480,000
社債償還益 520,000

社債発行差金の償却額の計算は次のようとなる。

社債発行差金総額 ¥6,000,000

社債発行差金の現在高（ただし償却は直線法で年一回償却とする）。

¥6,000,000 - (6,000,000 × $\frac{3}{5}$) = 2,400,000

買入自社社債の負担額を社債発行差金
 $\frac{20,000,000}{100,000,000} = ¥480,000$

もやいん右の処理は買入れと消却とが同時に行なわれるならば次のように一個の仕訳をもつて足りるにむせらうができない。

〔例3〕 前記条件にて、発行後一年目に買入れ、ただちに

消却する。

(借) 社債 20,000,000

(貸) 現金 19,000,000

買入償還の場合は買入れ即社債の消滅とはならぬが、それを他に譲渡することが可能であるため、右のように買入れた時に買入価格をもつて買入自社社債勘定に借方記入するのである。

なお平価で発行し、打歩で発行したる社債を額面以下で買入れるべきは差額全体が償還益となる。

[例4] 社債￥20,000,000 発行価格￥10,000 右を￥9,500

にて買入れ、ただちに消耗する。

(借) 社債 20,000,000

(貸) 現金 19,000,000

社債償還益 1,000,000

1 国村一人教授著「社債金融論」111頁—114頁。Arther,

Stone Dowling; A study of corporation securities p. 233.

2 社債発行差金の性格、処理については駒沢大学商経学部研究論集(2)拙稿「社債発行差金の会計処理に関する若干の考察」を参照されたい。

3 駒沢大学商経学部研究論集(2)拙稿「前掲論文」

産業経理第十七券第八号「償還社債の割引発行差金・在外活動」 記者 渡辺進 上村久雄両氏

W. A. Poton (editon), Accountants Handbook, 3rd Ed.

N. Y. 1950.PP 963-966.

4 産業経理第十七券第八号、渡辺進、上村久雄両氏訳「前掲論文」より引用

5 駒沢大学商経学部研究論集(2)拙稿「前掲論文」

6 7 8 産業経理第十七券第八号、渡辺進、上村久雄両氏訳「前掲論文」

やる場合の社債の転換がある。
転換社債 (convertible bond) は一定条件の下で当該発行会社の株式に転換する事が認められている社債で、本来確定利子で投機性に欠ける社債に、株式との転換を認める事によって投機の利益をも附与しようとするものである。転換社債を発行している場合、社債の転換によって会社としては資産の減少なく負債を軽減する事ができる。すなわち通常の社債ならば償還によらなければ減債せず、この場合には資産の減少を伴なうが、転換社債の社債の転換によって社債は自動的に減少し、自己資本を増加せしめ（他人資本の自己資本化）会社財務になんの影響をも及ぼさず期限付なる他人資本を返還するを要しない自己資本に転化する事ができるのである。

転換社債を発行していれば、会社としては転換によって新株を交付しなければならない。それゆえ会社としては転換に備えてそれに応じ得るだけの株式数を未発行株式として留保しておく必要がある。また転換によって発行する株式の発行価格については転換社債の発行価格によるものとするとの規定がある（商法三四一条の五、二二二二条の二）。この規定によれば通説としては転換によって発行する株式数は転換社債の発行価格を株式の額面額で除した商を超えることは出来ない事になつてゐる。例えば発行価格 ￥10,000,000 の転換

社債の償還と同様の効果を収めるのに転換社債を発行しきことになつてゐる。

社債償還の会計処理に関する若干の考察（遠藤）

社債について額面 ¥50 の株式を与えるところのとれど、株式の数は 1100,000 株以下にならざらない。⁽¹⁾

平価で発行してある転換社債を株式に転換するときは次の如く処理される。

〔例一〕 総額 ¥10,000,000 発行価格 ¥10,000 にてこの

¥10,000 右転換社債を額面 ¥500 の普通株 110,000 株と転換する。

(借) 転換社債 10,000,000

(貸) 株式資本金 10,000,000

(貸)	株式資本金	9,500,000
	社債発行差金	200,000
	社債転換益	300,000

右の処理は商法の通説に従つてである。これに対し転換によつて発行される株式の市価をもつて処理すべきとの考え方ある。例えば ¥10,000,000 の社債の転換に際して発行される株式の市価が ¥12,000,000 ならば次のようになり処理される。

右の処理も商法三四四一条の五の通説にしたがつてのやあつて、それによれば株式の発行価格は社債の発行価格によつて転換によつて発行される株式の市価をもつて処理すべきとの考え方ある。例えば ¥10,000,000 の社債の転換に際して発行される株式の市価をもつて処理すれば次のようになる。なお株式市価は ¥550 とする。

(借) 転換社債 10,000,000

社債転換損 2,000,000

(貸) 株式資本金 10,000,000

株式発行差金 2,000,000

(借) 転換社債 10,000,000

社債転換損 650,000

(貸) 株式資本金 9,500,000

社債発行差金 200,000

の社債転換損は利益剰余金に記載されるべきものである

か、したがつてその分だけ資本剰余金に移行されるといふことである。

転換社債が割引で発行される場合には、その転換に際し

て次のように処理される。

〔例〕 総額 ¥10,000,000 発行価格 ¥10,000 にて ¥9,500 転換壁と ¥200,000 の発行差金残高あり。

(借) 転換社債 10,000,000

(貸)	株式資本金	9,500,000
	社債発行差金	200,000
	社債転換益	300,000

右の取引を株式の市価をもつて処理すれば次のようになる。社債転換損の 650,000 円は先にも触れたものと、資本剰余金への移行を表わすものである。

1 三四四一条五に關する通説についての転換社債の額面を高

額に定め、その一部転換を認めない場合從来の株主の新株引受権を害することになるとの考え方もある。—石井照久 吉田昂

大住達雄共著「経営と会社法」二二七頁—一三〇頁大住達雄氏執筆「転換社債の転換条件」—。大住達雄氏によれば商法にいう株式の発行価格ならびに社債の価格は各株式ならびに各社債の発行価格を意味するものであるから、三四一条の意義も各社

債の発行価格をもって転換によって発行する各株式の発行価格と解すべきであるとしている。したがって転換社債の社債と株式の交換は一对一で定めなければならない。例えば額面株式一株が￥50で転換社債の発行価格が￥100のときは各社債について一株の額面株が与えられるのではなく、転換によって発行する株式は一株で券面額を越える分はプレミアムとして資本準備金に積立るべきであるとしている—詳細は「前掲書」大住達雄氏執筆二二一頁—三二二頁を参照されたい。

かりに一对一で転換したとすれば、その処理は次のようになる。

総額￥6,000,000 発行価格￥600 ひとも￥600 の転換社債を額面￥500 の普通株を一对一で転換すれば

(借) 転換社債 6,000,000

(貸) 株式資本金 5,000,000

株式発行差金 1,000,000

のようになり、

2 株式の市価発行による処理については会計学辞典四三五頁丹波康太郎教授執筆「社債転換」の項を参考した。

五 減債積立金の処理

社債の償還に備えて毎期利益の一部を留保することが行われる。この社債償還のための基金を減債積立金 (Sinking Fund Reserve) といふ。

企業が減債積立金を設定する目的は第一に、社債のよう巨額な債務を一時に弁済するときは企業の営業資金に欠乏を生じ営業上種々な支障を来たすことがあるからである。第二に償還のための基金を設定することによって投資家の保護をはかり、もって社債の吸引力を一層高からしめようとするためである。減債積立金は会社が任意にこれを設定する場合がある。これを自発的減債積立金 (Voluntary Sinking Fund Reserve) と呼んでくる。この場合には積立金を設定するかどうかは全く会社側の自由であり、会社の都合によって設定されないこともある。それゆえに、社債権者としては社債の償還を確保するために減債積立金の設定を特約する場合がある。この場合には積立金設定は強制的となる。現今の減債積立金の多くはこの強制的減債積立金である。

減債積立金として留保したる資金は他の財産と区別し銀行預金として保管するか、あるいは信託会社に信託するのが普通である。これは積立金を会社自身所有するときは他に流用されたりすることがあるからである。銀行に預金する場合に

は利息を生ずるが、この場合基金の元利合計が償還期において社債の償還額となるように減債積立金を積立てるのが良い。その計算公式は次のとおりである。

$$R = \frac{F}{S_n} = F \left(\frac{i}{S_n} \right) - 1$$

但し、Rは毎年度の積立額、Fは積立金総額、 i/S_n は年金終価率（期末払の場合）を表わすものとする。

次に計算の一例を示す。とする。

〔例〕 社債総額 ¥1,000,000 期間五年、積立利率5% 右によれば毎年の積立額は次のように計算される。ただしこの場合の年金終価率 $S_n = 5\% = 5.52563$ とする。

$$\text{毎年度の積立額} = \frac{1,000,000}{5.5256} = 180,975$$

以上について減債積立金表 (bond sinking fund table) を作成すると次のようになる。

このように、社債償還期における元利合計 ¥1,000,000 が積立てられることになる。

(借) 未処分利益剰余金 180,975
(貸) 減債積立金 180,975

〔例2〕 右減債積立金の見返りとして現金をもって預金する。
減債積立金見返預金勘定は減債積立引当預金とする。差支えない。これによって減債積立金が預金として確保されてい

年次	積立高	利息	積立増加高	積立累計高
1	¥180,975		180,975	180,975
2	180,975	9,048	190,023	370,998
3	180,975	18,550	199,525	570,523
4	180,975	28,526	209,501	780,024
5	180,975	39,001	219,976	1,000,000
	904,875	95,125	1,000,000	

利益の留保として積立てられた減債積立金は減債積立金勘定によって処理される。これはわが国財務諸表規則（貸借対照表規則、五十二条）によって規定された処理方法である。

〔例1〕 株主総会の決議をもって年々 ¥180,975 の減債積立金を積立てることとする。

(借) 減債積立金見返預金 180,975
(貸) 現金 180,975
減債積立金見返預金勘定は減債積立引当預金とする。差支えない。これによって減債積立金が預金として確保されてい

ることを示す。なお減債積立金は銀行に預金する以外に信託契約によって信託会社に委託するもあるがこの場合の処理も同じである。

〔例3〕 右積立預金の利息￥9,048を減債積立金に組入れるため預金とした。

(借) 減債積立金見返預金 9,048

(貸) 減債積立金 9,048

このようにして、この手続を期限まで継続すれば、このように社債の償還に必要な資金が積立てられることとなる。

〔例4〕 減債積立預金を当座預金に振替え、当座預金より社債を支払ふ。

(借) 当座預金 1,000,000

(貸) 減債積立金見返預金 1,000,000

社債 1,000,000

当座預金 1,000,000

これで減債積立金による社債償還のための手続は終るわけであるが、未だ減債積立金勘定はそのまま残つてゐる。せんじこれを別途積立金に振替えなければならない。

〔例5〕 上記減債積立金￥1,000,000を別途積立金に振替へ。

(借) 減債積立金 1,000,000

(貸) 別途積立金 1,000,000

社債償還の会計処理に関する若干の考察（遠藤）

以上は利益の留保として積立てる減債積立金の例であるが、アメリカ等では資産の一部を減債基金 (Sinking Fund) とするものも多いようである。その場合には基金は銀行に預金するか、または市場性のある有価証券に投資するか、あるいはその両方の形式で所有される。利益の留保によるときは会社は収益のないときは積立金が設けられないおそれがあるが（このような成績不良会社においてこそ減債積立金の積立が必要であるのに実行出来ない矛盾がある）。この方法によるとあくまでもこのような欠点は除かれる。資産を基金として積立てるべきはその残高は貸借対照表上において流動資産の部の項目に投資として表示すべきであるといわれているが、我が国では「その他の投資」の部に記載するのが妥当であろう。⁽²⁾ ⁽³⁾

1 減債積立のための基金としては、毎期の利益から留保するものと、資産の一部を償還目的のために積立てる場合がある。前者を減債積立金、後者を減債基金といつてある。ときとしては減債基金の名称で、これを広義二義に解し、狭義のときは前者のみを、広義のときは後者をも含めて減債基金という場合もある。わが国では後者の場合は少なく、通例前者の積立方法が多い。なおアメリカでもこれを区別し、前者を Sinking Fund Reserve といふ、後者は Sinking Fund といふ—W. A. paton; Accountants Handbook pp. 970-971

2 W. A. Paton; ibid, p. 970. 3 会計学辞典一五九頁、丹波康太郎教授執筆「減債基金」の項参照。